

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成28年10月25日（火）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件 名：（仮称）大和市健康ポイント制度について	
提出理由：健康ポイント制度の導入にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 本市は、平成21年2月に「健康都市 やまと」を宣言するとともに、第8次大和市総合計画では「健康創造都市 やまと」を将来都市像に掲げるなど、「健康」を市政の基本に位置づけている。 - また、人の健康に係る施策に限らず、まちづくりにおいて、外出しやすい環境の整備に取り組むなど、住んでいる人が健康になれるまちの実現に向けて、様々な施策を総合的に推進している。 - 近年、国では、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を制定（H27.5.27）するとともに、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」（H28.5）を策定するなど、個人の健康管理及び疾病の予防に係る自助努力への支援の必要性を認め、市町村等にその支援を行うよう求めている。 2. （仮称）大和市健康ポイント制度の導入 （1）基本的な考え方 - 市民の自主的な健康づくりを促すためのインセンティブ付与の仕組みを構築し、既存の事業や、新たに行う健康づくりの取組と関連させることで、相乗効果を発揮させ、市民一人ひとりのさらなる健康増進を図る。	（2）目的 ①きっかけづくり - 健康無関心層の健康に対する問題意識を喚起し、個人が自主的に健康づくりに取り組むためのきっかけをつくる。 ②習慣化支援 - 個人の自主的な健康づくりの取組が習慣化されるよう支援する。 （3）内容 - 健康づくりに係る一定の行動に対してポイントを付与し、行動を通じて蓄積されたポイントを物品等に還元する仕組みとする。 ア. 対象者 40歳以上の市民 イ. ポイントの付与 - 既に制度化された各種健診（検診）、市主催の健康教室などへの参加に対してポイントを付与する。 - 個人の自主的な健康づくりの取組に対して、ポイントを付与する。 ウ. 報奨 - 還元する物品等は、その獲得のみが目的化しないよう、適正かつ妥当な価格帯のものとする。 4半期に1度の抽選により、還元物品等を提供する。 エ. ポイント管理の仕方 - スタンプカードへの押印によりポイントを管理する。
経 過 H27.5.27 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」制定 H28.5.18 「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」（厚労省）策定	今後の予定 H28.12 補正予算の計上 H29.1 ポイント制度の導入